

農林水産省独立行政法人評価有識者会議
農業者年金基金部会

農林水産省経営局経営政策課

独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会

日時：令和6年7月22日（月）

会場：農林水産省経営局第A、B会議室
（本007、009）

時間：13：59～15：59

（Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1） 独立行政法人農業者年金基金からのヒアリング

- ・ 令和5年度業務実績等について基金からの報告
- ・ 質疑応答

（2） 主務大臣の評価について

- ・ 令和5年度業務実績に関する評価書（案）について主務省からの説明
- ・ 質疑応答

（3） その他

3. 閉 会

午後 1 時 5 9 分 開会

○菅原課長補佐 それでは、皆さんおそろいようですので、少し時間が早いですが、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を開催させていただきます。

委員の先生方、農業者年金基金の役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は対面での出席のほか、ウェブ会議での出席を併用した開催となります。事務局からのお願いですが、ウェブ会議で御出席されている皆様におかれましては、御自身が発言される場合以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日の出席者につきましては、出席者名簿のとおりとなりますが、農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領の別紙の農林水産省独立行政法人評価有識者会議についての第 6 の 7 において、出席委員の定足数は過半数とされているところであります。本日は委員 4 名全員出席いただいておりますので、有識者会議は有効となります。

それでは、本日の出席者を御紹介させていただきます。

4 名の委員の皆様ですが、出席者名簿の順に、大野委員でございます。

○大野委員 よろしく申し上げます。

○菅原課長補佐 次に、金井委員でございます。

○金井委員 よろしく願いいたします。

○菅原課長補佐 次に、ウェブ会議で出席の橋口委員でございます。

○橋口委員 明治大学農学部の橋口です。すみません、急遽、学務の都合でウェブ参加とさせていただきますして申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 そして、百瀬委員でございます。

○百瀬委員 百瀬です。よろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 続きまして、農業者年金基金の役員を御紹介します。

最初に、黒田理事長でございます。

○黒田理事長 黒田でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 次に、永井理事でございます。

○永井理事 永井です。よろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 次に、山村理事でございます。

○山村理事 山村です。よろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 続きまして、坂本監事でございます。

○坂本監事 坂本でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 次に、小林監事でございます。

○小林監事 小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 そのほかの出席者につきましては、お配りしております出席者名簿にて御確認ください。

申し遅れましたが、本日の議事進行をさせていただきます、農林水産省経営局経営政策課の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、経営政策課長の上野から一言御挨拶申し上げます。

○上野課長 この7月から農林水産省経営局経営政策課長に就任しました上野でございます。

本日は大変お忙しい中、独立行政法人評価有識者会議に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を図るという福祉の目的とともに、担い手の確保を目的とした政策年金として措置されているところでございます。特に近年の農業従業者の減少や高齢化が進展する中で、将来に向けて世代間のバランスの取れた農業就業構造を実現するため、青年層の新規就農を促進するなど、若い世代の農業就業者を増加させていくことが重要となっております。このため、昨年度から始まりました農業者年金基金第5期中期目標では、令和9年度末までの5年間に、20歳以上39歳以下の若い新規加入者を5,500人以上確保すること、また、女性の新規加入者を3,400人以上確保することを目標として定めたところでございます。そのためには多くの農業者の方々に本制度を知っていただくことが何よりも重要であると考えておりますので、今後とも加入拡大が図られるよう、農業者年金基金の皆様にはより一層の力添えをお願い申し上げます。

今回の有識者会議では、第5期中期目標期間の初年度である令和5年度の業務実績評価について御審議いただくことになっております。御審議いただいた

内容につきましては、今後の中期目標期間での取組を進めていく上でも引き継がれていくこととなりますので、委員の皆様の忌憚のない御意見を賜りたいと考えているところでございます。私は直前まで茨城県で農林水産部長を経験させてもらっておりまして、やはり農業者を確保していく上で非常に重要な制度だと思っておりますので、引き続き皆様の御尽力を頂きたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 上野課長ですが、業務の関係上、ここで退席させていただきます。

それでは、本日の資料については議事次第の中にあります配付資料一覧のとおりでございますが、資料1と資料2、参考資料となります。御確認をお願いいたします。

本日の進行ですが、最初に農業者年金基金からのヒアリングを行います。年金基金から令和5年度業務実績の報告を頂き、その後、質疑応答とさせていただきます。10分ほどの休憩を挟み、令和5年度業務実績に係る主務省評価案を説明し、質疑応答とさせていただきます。

なお、本日議論いただいた内容につきましては、速記により記録し、後日、議事録として公表させていただくことになりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、議事次第に従いまして、初めに、令和5年度業務実績の報告について、農業者年金基金から御説明をお願いいたします。

○細川企画調整室長 独立行政法人農業者年金基金企画調整室の細川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料につきましては、お配り頂いておりますクレジットとして農業者年金基金の名称で入っているこちらの資料に基づきまして御説明をいたします。

それでは、それぞれ各項目ございますが、説明に当たりましては、時間も限られてございますので、a 評定以上の部分を中心に御説明いたします。

では、7ページでございます。

中期目標の第3、中期計画、年度計画の第1、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」についてです。

自己評価につきましてはBとしております。

内訳としまして、1の農業者年金事業はAとしております。

同じく7ページですが、(1)の部分、被保険者資格の適用及び収納関係業務のうち、ア、迅速かつ適正な事務処理についてはa評価としております。こちらですが、申出書等の処理状況の調査を年2回行いまして、調査翌月にホームページで公表し、5年度の8月及び2月の処理分、いずれも標準処理期間内処理の割合が100%になったことによるものです。また、業務受託機関での事務処理遅延が発生しましたが、届出の説明者への対応、業務改善計画の提出を求め、迅速に処理等を行いましたので、この評価といたしております。

続きまして、8ページから9ページにかけてでございます。

イ、被保険者資格の適切な管理につきましては、a評価としております。年度計画にありますとおり、被保険者資格記録の突合を年2回実施しまして、不整合者に対して必要な届出等の提出を遅滞なく行うよう、自己評価欄にあります①から⑤の取組を実施しました結果、不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.6%を下回り、かつ、前中期目標期間の平均値0.58%も下回る0.52%になったことによるものでございます。

続きまして、10ページでございます。

ウの保険料収納業務の円滑な実施については、計画どおり実施をいたしましたことから、b評価としております。

続きまして、11ページです。

エの過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付につきましても、計画どおりのため、b評価としました。

12ページです。

(2)の年金等の給付業務。

アの迅速かつ適正な事務処理の項目につきましては、a評価としております。こちらですが、都道府県段階の受託機関が主催する研修会などにおきまして、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、処理の迅速化に努めた結果、年金裁定請求書等の標準処理期間内の処理割合が99.58%になったことによるものでございます。さらに、発生した事務処理遅延について、その原因を究明し、再発防止策を講じたことから、所期の目標を上回る成果を達成したと考えてお

ります。

続きまして、めくっていただきまして、13ページから14ページにかけてになります。

イの年金等の受給漏れの防止につきましても a 評定としました。ポイントといたしましては、60歳以上の偶数歳の誕生日の 1 か月前となる者に対しての情報提供、旧制度65歳の誕生日の 1 か月前になる方に対しての裁定請求の勧奨、また、65歳を超えても裁定請求を行っていない方に対しての勧奨状の送付を行いまして、速やかに裁定請求書の提出を働きかけたところでございます。さらに、年金が振込不能となった受給権者や、加入者の死亡による未支給年金及び死亡一時金を請求していない方の遺族に対しまして、必要な手続きを行うよう働きかけを行いました。受給可能者が不利益を被らないよう周知を行い、所期の目標を上回る成果を達成したと考えております。

続きまして、15ページです。

ウの受給資格のある方への適切な年金給付について。こちらは計画どおりのため、b 評定といたしました。

16ページです。

エの源泉徴収事務の適切な実施につきましては、こちらでも計画のとおりとしまして、b 評定としております。

以上が農業者年金事業の部分でございます。

続きまして、18ページとなります。こちら、年金資産の運用になります。

2の年金資産の安全かつ効率的な運用につきまして、全体といたしましては A 評定としております。

その内訳でございます。

(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用につきましては、a 評定としております。こちらですが、運用基本方針に基づき安全かつ効率的な運用を行い、また、国内債券につきましてはマイナス利回り回避型運用に変更するとともに、外国債券につきまして為替ヘッジ比率を引き下げるなど、市場環境の変化を踏まえた運用を行いまして、十分な取組を行ったものとして a 評定と考えております。

続きまして、19ページの(2)の資金運用委員会のモニタリングにつきまし

ては、計画のとおり、b 評価といたしまして、19ページから20ページにかけての（３）政策アセットミックスの検証・見直しについては、a 評価といたしております。こちらは、最近の経済情勢を踏まえ、資金運用委員会で複数の経済見通し等を用いまして、政策アセットミックスの検証を行い、物価上昇に対応するとともに、引き続き安定的に資産運用を行うよう変更を行ったことによるものでございます。

続きまして20ページ、（４）運用の透明性の確保につきまして。こちら、計画どおりといたしまして、b 評価といたしました。

めくっていただきまして、21ページでございます。

（５）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資についてです。こちら、a 評価としております。基金及び運用受託機関においてスチュワードシップ活動を実施するとともに、その活動につきまして、株主議決権行使の結果を含め、ホームページで公表いたしました。また、国内債券の自家運用において、E S G 債の購入と投資表明、E S G 投資促進に向けた運用受託機関との勉強会等を実施したことによるものでございます。

以上が、年金資産の安全かつ効率的な運用についてでございます。

続きまして、23ページでございます。

３、農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実の項目でございます。こちらは全体としてB 評価といたしております。

まず、（１）若い農業者の加入の拡大の項目です。令和５年度末時点で若い農業者の新規加入者は、当年度目標の1,700人は下回りましたものの、実績として1,202人となりました。令和９年度末までに5,500人以上を確保する目標に対しまして、約22%の達成率となった次第でございます。５年度は４年度と比較しまして低調な水準で加入実績が推移いたしましたが、年度後半の伸びによりまして、５年間の中期目標の加入者数の５分の１に相当する1,100人を上回ったことを踏まえまして、b 評価といたしましたところでございます。

続きまして、25ページです。

（２）女性農業者の加入拡大についてでございます。令和５年度末時点で、女性の新規加入者は705人となっております。当年度の目標の1,000人は下回りましたものの、令和９年度末までに3,400人以上確保する目標に対しまして、

約21%の達成率となりました。5年度は4年度と比較しまして、こちらも低調な水準で加入実績は推移いたしました。若い農業者と同様に年度の後半の伸びによりまして、5年間の中期目標の加入者数の5分の1に相当する680人を上回ったことから、b評価といたしましたところでございます。

続きまして、1ページ飛びまして、27ページでございます。

(3) 加入推進活動の実施について。こちら、b評価としております。

当年度につきましては、記載にありますとおり、取組方針等の周知や各種研修会を進めたことに加えまして、ア、イ、ウ、エと記載をしておりますが、アとして、若い農業者や女性農業者に重点を置いた加入推進を図る旨の取組方針を作成、周知し、全国の受託機関の担当者を対象とする会議では、ウェブを活用しつつ会議の開催方法を工夫いたしました点。

また、イでございます。加入特別研修会につきましては、各県で実施をするものでございますけれども、ウェブ活用のほか、制度の内容を理解するためのDVD視聴を必須とするなどの取組を行ったと。

また、ウでございます。「加入推進ニュース」によりまして、全体、若い農業者、女性の3区分につきまして、各県ごとの目標数に対する達成率を提供し、また、ブロック会議におきましても、優良な取組につきましては共有を実施したところでございます。最後にエでございますが、当年度から実施設定をいたしました各特別対策地域6府県につきまして、現地の意見交換やフォローアップを通じ、大きな進展ある地域も見られるというところでございます。

続きまして、29ページです。

(4) 加入者に係るデータ収集・分析についてでございます。計画どおりアンケート調査を行いまして、これを踏まえ周知するなど、有効活用しながら効率的に取り組めたということで、b評価としております。

また、(5) ホームページ等による情報提供についてでございます。こちら、a評価としております。実績としてア、イ、ウとございますが、本年度は、令和5年の5月8日に新型コロナウイルスが2類から5類に引き下げられたということもございまして、対面形式の説明が可能となるなど、各種対応が変更になりましたところでございます。これらを踏まえまして、本制度の普及を推進するため、インターネット等を活用しまして、以下の取組を進めたところでござ

ざいます。

まずはアとして、若い農業者、女性農業者に特化したリーフレットを各機会を捉まえ配布し、また、加入者などの声の紹介、情報発信を行ったということ。

また、イでございますが、ホームページのセキュリティ、使いやすさの維持向上に努めたこと。

また、ウとしまして、農業者を支援する全国・都道府県の各段階の機関・団体との連携を図りましたところでございます。特に5年度につきましては、農林水産本省・地方農政局の広報手段の活用を強化・拡大するとともに、新たに全国町村会ですとか、アグリフューチャージャパン日本農業経営大学校、日本政策金融公庫、金融関係団体等、農内外の団体との連携拡大を図りまして、連携が可能な団体や手段につきましては網羅的にカバーできるように努めた、取り組んだというところでございます。

続きまして、32ページ目でございます。

4の加入者等に対して提供するサービスの向上でございます。全体としましてはB評価としております。

まず、（１）年金の見える化の推進につきまして。こちら、年度計画どおり対応したため、b評価としております。

続きまして33ページ、（２）の手續のオンライン化等、また、34ページにあります、（３）年金相談につきましては、年度計画どおり対応いたしましたため、b評価としております。

続きまして、35ページです。

中期目標第4、中期計画、年度計画の第2、業務運営の効率化に関する目標を達成すべき措置についてでございます。こちら、B評価としております。

内訳としまして、一つ目の1の業務改善の推進につきましても同じくB評価としております。

その内訳ですが、（１）の事務の簡素化・効率化、（２）の農業者年金記録システムにつきまして、年度計画どおり対応できたものとして、b評価としております。

37ページでございます。

（３）デジタル化の推進に合わせた諸規程の見直しについてということでご

ございますが、こちら、a 評定としております。内容としましては、マイナンバー制度による情報連携等を活用した公金受取口座を、本人の希望により納付済保険料の還付金受取口座として選択できるようにし、事務手続・事務処理のデジタル化の推進を図りました。あわせて、事務フロー、手続等につきまして検討しまして、昨年12月15日に事務処理要領を改正し、全業務受託機関に通知をしまして、取組は十分と考えたものでございます。

続きまして、38ページでございます。

2の手続・業務のデジタル化の推進等についてでございます。こちらはA評定としております。

内訳ですが、まず、(1)の事務手続・事務処理のデジタル化につきましてはa 評定としております。こちら、手続のオンライン化、マイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化の推進や取組としまして、コンサルタントを活用し、1点目としては、制度、業務、システムを一体的に捉えて、中長期整備計画として整理をしましたというのがございましてとともに、2点目としまして、業務フローの検証、改善点の検討、洗い出しを通じまして、中長期整備計画として検討を行ったところでございます。また、マイナンバー制度による情報連携等を活用した取組としまして、公金受取口座の対象事務を拡大したというところをもちまして、a 評定としましたところでございます。

続きまして、39ページであります。

(2) プログラム言語COBOLの状況を踏まえた農業者年金記録管理システムの構築、また、同じページの(3)、所得税等源泉徴収を要しない限度額を超える年金受給者への対応につきましてですが、こちら、年度計画どおり対応したため、b 評定といたしております。

続きまして、40ページ、41ページと続きますが、(4) 情報システムの整備における緊急度を踏まえた改修、(5) デジタル庁による情報システム整備方針への対応につきましては、両項目合わせてa 評定としております。

内容ですが、情報システムの整備及び管理の基本的な方針に沿いまして、適切に対応をしたことによるものでございます。

具体的には、記録管理システムの改修につきましては、システム利用者から

の改善要望を踏まえ、必要性及び緊急度の高いものから適切に順位づけを行った上で計画的に実施をしたという点、また、2点目としまして、システム定例会は毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等につきまして情報共有や意見交換を実施した点、3点目といたしまして、事務所移転に伴うシステムの移設に向けまして、令和6年8月のシステム更改作業と併せて事業者を調達し、移設スケジュールを具体化したというところなどに取り組んだところをごさいます、デジタル庁の方針も踏まえつつ、計画性を持って対応したことをもって評価しているものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、42ページ目でございます。

3、運営経費の抑制についてでございます。こちらはB評価としております。

内訳ですが、(1)一般管理費及び業務経費の削減、また、44ページになります、(2)給与水準の適正化につきましては、年度計画どおり対応いたしましたため、b評価としております。

続きまして、45ページです。

4、調達の合理化につきましてもB評価としております。

こちらの内容ですが、随意契約件数は目標件数を下回りましたが、一者応札・応募件数は目標件数を上回り、目標未達となりました。この未達の主な原因でございますが、内訳としまして、システム改修等の案件が6件、印刷の案件が2件、事務室移転関係の案件が1件といった、これら改善の難しい案件であったことによるものでございまして、これら案件を除けば、一者応札・応募の件数は7件となりまして、目標件数と同数となるところでございます。

なお、一者応札・応募になってしまった全ての案件におきましては、一者応札・応募改善シートを作成し、次回の入札へ反映させる取組を行い、改善案件も出てきているところでございます。これら調達に関するガバナンスの徹底につきましても引き続き取り組んでいくことを踏まえまして、評価をしているところでございます。

続きまして、47ページでございます。

5、組織体制の整備です。こちら、B評価としております。

内訳ですが、(1)組織体制の整備はa評価としております。内容ですが、組織体制の人員配置につきまして、基金の課題である加入促進・推進の体制強

化を図るため、担当部署を増員するなどの見直しを行ったほか、専門性の高い人材の確保のため、新たに資金運用系職員としての人員配置を行ったこと、また、専門的知見の向上を図るための取組を行ったことによるものでございます。

続きまして、49ページです。

(2) の働き方改革の推進、また、(3) 情報システムの整備及び管理のための体制につきましては、年度計画どおりの対応とありますことから、b 評定といたしました。

50ページです。

中期目標の第5、中期計画、年度計画の第3、財務内容の改善に関する事項につきましてはB評定としております。

内訳の50ページの1の業務の効率化を反映した予算の策定と遵守、2の決算情報・セグメント情報の開示、また、51ページに移りますが、3、業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施、4、貸付金債権等の適切な管理等、また、52ページになりますが、5の長期借入金の適切な実施、6の将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検につきまして、計画どおりということで、b 評定としております。

続きまして、53ページでございます。

中期計画、年度計画の第4、予算、収支計画及び資金計画に関する事項についてでございます。こちらはB評定としております。

内容ですが、一般管理費につきましては、対前年比で5%以上の削減を行う計画に対しまして、対前年比でマイナス5%の予算を策定することができました。また、業務経費につきましては、対前年比で3%以上の削減を行うという計画に対しまして、対前年度比で同じくマイナス3%の予算を策定いたしましたところでございます。また、54ページでございます、資金配分につきまして、予算、収支計画、資金計画に基づき行ったところによるものとして、共にb 評定といたしましたところでございます。

続きまして、55ページです。中期計画、年度計画の第5、短期借入限度額、また56ページ、中期計画、年度計画の7、不要財産の処分につきまして、実績はございませんでしたので、評価外としております。

57ページです。

中期計画、年度計画の第6、その他主務省令で定める運営業務に関する事項について、B評価としております。

内訳ですが、1の職員の人事に関する計画はA評価。

このうち、(1)方針につきましてもa評価としております。内容ですが、先にございました47ページの(1)の組織体制の整備と同様の内容でございしますが、専門性の高い人材確保のため新たに資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、専門的知見の向上を図るための取組を行うこととした点を評価しているところでございます。

また、58ページです。

(2)の人員に関する指標につきましては、年度計画どおり対応しましたため、b評価としております。

次に、59ページです。

中期計画、年度計画2、積立金の処分に関する事項につきまして、前中期目標計画期間から繰り越した現預金は計画どおり充当いたしましたことから、B評価としております。

次に、61ページになります。

中期目標第6、中期計画、年度計画3、内部統制の充実・強化についてでございます。こちら、B評価としております。

内訳としまして、まず62ページ、(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化、(2)コンプライアンスの推進、また、次のページになります63ページ、(3)のリスク管理の徹底につきまして、計画どおりのため、b評価としております。

次に、64ページになります。

中期目標の2、中期計画、年度計画の4、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底につきましてでございます。

こちら、A評価としておりますが、内容ですが、まず、(1)情報セキュリティ対策の推進につきましてはa評価としております。こちらは、情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備をはじめとして、自己評価欄にあります①から⑥についての取組が適切に対応できたというところによるものでございます。特に情報セキュリティ関係の規程の見直し、情報シ

システムの運用継続計画の検討などを行いまして、対策強化を例年以上に実施できたものと考えております。

続きまして、65ページです。

(2) の個人情報保護対策の推進について。こちら、計画どおりのため、b 評価としております。

また、66ページです。

(3) 研修等の実施についてですが、a 評価としております。これは、全役職員を対象に研修のほか、新たな試みでございます避難訓練型メール訓練を盛り込んだ標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、役職員の意識の向上、法令・規定等の遵守徹底を行い、改善が見られたことによるものでございます。

また、68ページになります。

中期目標の3、中期計画及び年度計画の5、情報公開の推進・適切な文書管理についてでございます。こちらはB評価としております。

内訳ですが、(1) の情報公開、また、69ページになりますが、(2) の文書管理につきまして、計画どおり実施しましたため、b 評価としております。

続きまして、70ページ。

中期目標の4、中期計画、年度計画の6、適正な監査の実施等につきまして。こちら、計画どおりのため、B評価としているところでございます。

次に、71ページです。

中期目標の5、中期計画、年度計画の7、業務運営能力の向上等についてですが、こちら、B評価としております。

内容でございますが、(1) 研修の充実につきましては、職員向けに研修実施計画の策定、研修、理解度把握や職員の資格取得支援を実施するほか、業務受託機関に対しましても、ウェブも活用し効果的な研修等を計画どおり実施できたものとして、b 評価としております。

また、72ページから73ページ、(2) の委託業務の向上につきましては、考査指導につきまして、計画どおり実施しているため、b 評価としております。

次に、74ページを御覧ください。

中期目標の6、中期計画、年度計画の8、温室効果ガスの排出の削減につきましては、計画どおり実施できたものとして、B評価としております。

以上、駆け足でございますが、a 評定以上のところを中心に説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

御報告いただきました令和5年度の業務実績に係る自己評価につきまして、監事から御意見等がございましたらお願いします。

まず、坂本監事、いかがでしょうか。

○坂本監事 特にございません。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、小林監事、いかがでしょうか。

○小林監事 特にございません。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました令和5年度業務実績につきまして、質疑応答を行います。

なお、委員からの質問等に基金から回答する際には、回答者の役職とお名前を発言の上、お願いいたします。

委員のどなたからでも構いませんので、御質問等をお願いいたします。それでは、お願いいたします。

○百瀬委員 それでは、私から。

○菅原課長補佐 百瀬委員、お願いいたします。

○百瀬委員 細かい話と大きい話があって、大きい話は後で、もう少し整理してからお聞きしたいと思っています。

まず細かい話ですが、15ページで経営移譲年金の記述がございます。再度の確認ですが、経営移譲年金は、高齢の農家の方が自分の息子なりに経営を移譲したときに初めてもらえる年金という理解で良いでしょうか。

○黒田理事長 理事長の黒田です。

経営移譲年金は旧制度の経営移譲で、おっしゃったとおりの枠組みです。

○百瀬委員 旧制度の場合、以前にも、経営移譲されているかどうか疑わしいケースがあるという指摘がなされていたと思います。それに対してはしっかり対応しているという話を、たしか昨年に御回答いただいたと記憶しています。今回は、資料の突合により、37名に対して確認を行った結果、6名が支給停止

に該当したということは、この6名について、適切に経営移譲が行われていなかったことで支給を止めたということだと思います。一方で、31名が錯誤等となっていますが、勘違いということはあるのでしょうか。

○山村理事 理事の山村でございます。

当然のことながら、経営の主体がお父さんから息子に替わったものの、家の中ではいろいろ御判断・助言がお父さんによって行われているということもあります。錯誤ということは、経営移譲は終わっているのにお父さんのお名前のままのものが、いわゆる錯誤というものとして出てくると理解しております。

○百瀬委員 そうすると、これは適切に経営移譲が行われていたけれども、資料の記載が誤っていたということでしょうか。

○山村理事 そういことです。

○百瀬委員 そういことですね。分かりました。

○山村理事 なので当然、息子さんのお名前に直してくださいということで、修正をしていただくということです。

○百瀬委員 承知しました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 そのほかの委員、よろしいでしょうか。

金井委員、お願いします。

○金井委員 18ページ、19ページの辺りで、年金資産の安全かつ効率的な運用ができましたということで、前年の環境はいろいろと利率や為替の変動が大きかった中で、適切に効率的な運用ができたということ、大変結構なことだと思います。

資金運用委員会は年に1回の開催でしょうか。

○菅原課長補佐 2回の開催です。

○金井委員 2回。経営管理会議は四半期ごとに開かれてモニタリングして、適切にリバランスが行われているということですが、不測の事態といいますか、非常にドラスティックな経済変動が起こった場合などは、この経営管理会議というのは、四半期ごとより多く、臨時で開催するような用意はあるんでしょうかという質問が一つです。

もう一つ、先ほど旧制度の話が出ましたが、旧制度で必要となる給付費を計

算して、関係省に連絡するということがありますが、この旧制度により今後必要となる給付費というのは、以前は、賦課方式だったと思いますが、この必要な経費については全額国庫負担になるので、当基金には影響はしないということとでよろしいですかということです。

この2点、取りあえずお願いします。

○黒田理事長 理事長の黒田でございます。

まず1点目ですけれども、資金運用委員会は年2回、経営管理会議は年4回としてありますけれども、基本的に両方とも、必要があれば、臨時での開催ということをしております。

現に資金運用委員会は、令和5年度は年3回開催をさせていただいてまして、その中で政策アセットミックスの見直しなど検討させていただいています。

経営管理会議は、重要事項の決定等のための機関ということで、年4回という定めは置いておりますけれども、経営上の課題がある場合に、これよりもかなり多い回数、必要に応じて随時で開催をしているという形でございます。

○金井委員 現状でも。

○黒田理事長 現状でも、そのようになります。

○金井委員 分かりました。

○黒田理事長 それから、旧制度の給付金の見通しについては、お話ありましたとおり、国庫負担という形になりますので、基金の財務に影響はございません。受給者の状況などは我々で把握をしておりますし、その受給者の状況や死亡率の見通しというものが、その都度その都度、環境によって変わってきますので、厚生労働省が発表する死亡率に関する最新の情報を踏まえて見通しを計算して、それをお示しするという形で国の予算措置の参考となるデータとしていただくという位置づけになっています。

○金井委員 農業に従事されている方は余命が長いんですね。結構なことだと思います。

○黒田理事長 はい。おっしゃるとおり、農業に従事をされている方の平均余命は一般の方よりも長いです。ですので、農業者年金の新制度でも、その

平均余命の違いというのは、年金算定の現価率といったところには反映をしておりますし、この旧制度の給付の見通しを算定するに当たっても、その点は反映をさせていただきます。

○金井委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 農水省から補足しますと、確かに旧制度につきましては全額国庫負担ということになりますが、金井委員がおっしゃられたとおり、農業者の方は寿命が長いものですから、この旧制度の支払いは、今後60年くらいは続くというような試算でいるところでございます。

○金井委員 ありがとうございます。

○菅原課長補佐 そのほかの委員、よろしいでしょうか。

それでは、大野委員、お願いします。

○大野委員 何点か伺えればと思います。

まず1点目が、21ページの資産運用関係です。スチュワードシップ活動に関する活動がa評価ということですが、令和4年度と比べて、令和5年度で新しく加わった項目、特筆すべき活動を教えていただきたいというのが1点目です。

2点目が加入推進活動についてです。これについては何点か確認をさせていただきたいのですが、コロナ禍も明けて、対面で、訪問形式で加入推進活動も可能になったということで、それ以前よりも比べて、かなり本格的に加入推進活動に取り組まれたように思いました。対面活動だけではなくウェブも使って全方向で加入推進に取り組まれたことは、高く評価できると思います。

幾つかの都道府県を選定し、重要な都道府県で重点的に加入推進活動を行われたということですが、現時点で一番加入率が高いのが北海道で5割程度と参考資料の方に書かれていたかと思います。それ以外の都道府県では加入率がどのくらいなのか、特に指定された都道府県の現状の加入率がどのくらいで、この加入推進活動によって何ポイントくらい加入率が上がったのかを伺えればと思います。

農業には、専業の方と兼業の方がいらっしゃると思います。専業の方には、こちらの制度への加入を勧めることになるかと思いますが、兼業の方につい

ては加入資格がどのようなになっているのか伺えればと思います。

農業従事者における専業・兼業の比率はわかりませんが、今後、更なる加入推進を図ろうとしても、加入資格のある対象者が限られるのかどうかを伺えればと思います。

それから、対面訪問活動をされている方は、本業がありながら加入推進活動、訪問活動などをされていらっしゃるものと推察いたします。これらの方々には報酬、謝礼をお支払いするかと思います。参考資料に業務委託費の削減に関する記述があったように思います。令和5年度は激変緩和措置ということで、削減しないとのことですが、今後は引き下げていくということかと思います。加入推進は大きな課題でもあり、加入推進活動を担当してくださる方の協力を得ることが非常に大事になってくるのではないかと思います。業務委託費の引き下げに関する事情について伺えれば幸いです。

3点目の質問が57ページのところになります。IT関係の専門職の方を採用して組織体制を強化するというのがここでの目的と思いますが、a評価とされています。そこで、どの辺りを評価してa評価と判断をなされたのか伺えればと思います。

○黒田理事長 理事長の黒田です。

一つ一つお答えさせていただきたいと思いますが、十分な回答にならなかった部分があれば、担当の方からも補足させていただければと思います。

まず、1点目のスチュワードシップ活動に係る部分の評価の昨年との違いということについてでありますけれども、スチュワードシップ活動については、基本的には、投資先との建設的な対話によって投資先企業の企業価値を向上していただき、それによって受益者が収益を向上させていくという形になりますので、投資先との対話がポイントになるわけです。私ども農業者年金基金では、直接に投資先と対話するというマンパワーもありませんので、運用受託機関であります信託銀行を通じて実施をしていただいております。それに当たっては、我々農業者年金基金も、信託銀行が実際にどういう形で対話活動といいますかエンゲージメントをやっているのかというところや、その中でどういう工夫をしているのかというところを、よく話を聞いて意見交換をさせていただいているというところがあります。意見交換の濃密度を

今回は随分上げさせていただいているというのが、1点目の大きなところかなと思っております。

それと、前年度から実施をしておりますけれども、E S G 関連の債券の投資というのは、引き続きしっかり対応していきたいということで、実施をさせていただいているということでございます。

1点目は以上でございます。

2点目は、加入推進について、特別対策地域で、どの程度加入率が上がったかというところですが、加入率のポイントの動向については、すぐにはお答えはできません。加入率ということになると、分母が全体の対象、基幹的農業従事者などから算定した分母という形になりますので、加入率が目覚ましく上がるというのはなかなか難しいのかなとは思いますが、年度年度の加入者の実数という意味では、特別対策地域の中ではかなり成果を上げていただいているところはあるかなと思っています。

特にその中で、青森県の弘前市は、特別対策地域に指定をしていますが、特別対策地域に指定をした令和5年度、初年度の実績が全国の市町村の中で一番の実績を上げていただいています。

ただ、中にはなかなか実績につながっていないところもありますけれども、特別対策地域の加入推進活動の成果は着々と上がってきているのかなという認識を持っております。

それから、専業と兼業のうちの兼業の資格についてですけれども、農業者年金制度の加入資格は、農業に60日以上従事をするとか、国民年金の第一号被保険者であるとか、年齢が60才未満であるとか、専業も兼業も共通の要件になっておりますので、この要件を満たす兼業の方がいらっしゃらないかどうかというのを推進活動の中で探っていくという取組を行っているということです。

兼業の方はなかなか基幹的農業従事者ということにはならないとは思いますが、実際には、地域の農業を支えていらっしゃる一翼であることは間違いありません。特に今回、食料・農業・農村基本法が改正されまして、第26条の中で、多様な農業者が地域の農地を守っていくために法律の中にも位置づけられました。そういう状況の中で、農業者年金制度を利用いただく対

象としても、従来から多様な農業者の方は対象になってはいますが、そういった方々にも特に意識をして、兼業の方にも目を向けていきたいと思います。ということを、各地で開催をしています研修会でも訴えているという状況でございます。

そういう形で兼業の方の加入対象化といいますか、力を入れているということでございます。

委託費については、実際に加入推進活動していただく方には謝礼、報酬が支払われている中で、その財源として私どもが委託費をお支払いしているという形になります。ここについては、業務委託費を6年度から3%削減ということで国の方針を頂いておりますので、その範囲の中で、先ほど申し上げました特別対策地域のようなところとか、それ以外もあると思いますけれども、減り張りを付けた形で工夫をしていきたいと思っておりますし、そういう減り張りを付ける一方で、業務受託機関のいろいろな業務や事務の効率化というものを進め事務負担を軽減をしていただく中で、限られた委託費の中で何とか活動につなげていただければと考えています。

それから、IT等の専門人材のところのa評価についてですが、これは今回、IT系の専門人材と資金運用系の専門人材を新しく採用するだけではなくて、既存の職員の中でも希望があれば、そういうカテゴリーの中のローテーションに入っていて、専門的な研修も受けていただくような位置づけをしまして、実際に今回、春に募集をしてみましたところ、IT系も資金運用系もそれぞれ希望者がおりましたので、そういった方々にはそういう位置付けを用意させていただいているということでございます。

それと、この項目の評価の中では、専門人材の確保という点と、先ほど来申し上げました、加入推進活動のための体制の強化ということで、資金運用とかITとはまた別の話になりますが、企画調整室の加入推進グループというグループに、加入推進活動を強化するために1名、体制強化の増員を図ったというところもあり、基金の限られた人材の中で体制強化を図ることができたというところも含めて、a評価とさせていただきます。

以上ですが、担当から補足します。

○永井理事 理事の永井です。若干補足させていただきます。

まず、21ページの関係でございます。前年度との関係で申し上げますと、2段落目のところに書いてございますけれども、先ほど理事長の方から、運用受託機関との間での密度を上げたという話がありましたけれども、従来でございますとスチュワードシップ活動実績についての報告会を通常の報告会の中で行っていたところを、特別にスチュワードシップ活動に特化して報告会を開催したということがございました。

また、下から二つ目のポツでございますけれども、運用受託機関との勉強会という形での意見交換を行ったということもございました。

また、一番下でございますけれども、国内債券の運用の取扱いを昨年の11月末から変えているところでございますが、その際にも、E S G 債の経済的合理性を踏まえた購入について、運用受託機関との間で協議を行ったといったことがございました。

ここのa評価としているところでございますが、昨年の議事録も拝見したところでございますが、その際におきまして、E S G 債の購入、こういうことを評価してa評定というようにされたと記憶してございますけれども、それと同様の事情があるということでa評定としてございます。

もう1点、最後の話の57ページのところも補足させていただきますと、専門性の高い人材の話といたしまして、従来はI T系職員というカテゴリーはありましたが、昨年度におきまして、新たに資金運用系職員というカテゴリーを設けたということでございます。これが一つ新しいことでございます。そこに対して様々な人材の育成を図っていくというようなことで、資金運用系職員でありますと資金部の企画課、また、I T系職員でありますと業務部の情報管理課、こういうところを主としながらの人事ローテーションを行って、他の課での実務経験を通じながら、総合的な能力開発を図っていくことにしています。

また、他部に異動した場合でも専門研修の受講を可能とするということで、専門的知識を継続的に習得できる環境を整備していこうということで取り組んでいくということを昨年度決めてございまして、今後、その具体化ということを図っていきたいと思っているところでございます。

こういった事情や、先ほど理事長が申し上げましたように、担当部署の増

員というようなことも考慮した上で、a 評価とさせていただいているところでございます。

○菅原課長補佐 大野委員、よろしいですか。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

業務委託費は、政府方針で3%削減が決められていて、基金としてはどうすることもできないということですか。

○菅原課長補佐 それに関しては、農水省からお話しさせていただきます。昨年度から始まっている新しい中期目標の中で、運営経費の抑制という項目がございます。その中で、一般管理費は対前年度比で平均5%削減する、業務委託費を含む業務経費につきましては対前年度比で平均3%削減する、こういった指標を設定しているところです。なぜこうなっているかということですが、この目標を作るときには、農水省と厚労省だけではなく、予算が関係するので、財務省との協議が必要だというところがございます。その関係でこういった削減目標を設定せざるを得なかったというところがございます。

○大野委員 例外措置とかは何もなく、重要項目についての除外もなく、全てに適用されるということですか。

○菅原課長補佐 基本としてそのとおりになります。人件費などの除外経費はありますが、委託費につきましては削減対象に含まれるというところがございます。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、加入資格について、例えば林業に従事されている方の年金制度があるかと思えます。林業だけではないとは思いますが、それぞれの業界に年金制度があり、それに加入していても、重複加入で農業者年金の加入資格がなくなることは特にないという理解でよろしいでしょうか。

○黒田理事長 理事長の黒田です。

林業の年金制度というのは、林業退職金共済とかそういったものですか。

○大野委員 はい、そのとおりです。

○菅原課長補佐 林業とか水産業は共済制度で措置しておりますので、林業や水産業などの専業の方は、農業者年金の加入対象には含まれないところで

す。

○大野委員 除外されるということですね。

○菅原課長補佐 そのとおりです。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 それでは、橋口委員、何かございますでしょうか。

○橋口委員 一つよろしいでしょうか。声は聞こえておりますでしょうか。

○菅原課長補佐 はい、大丈夫です。

○橋口委員 加入目標のことにつきましてですけれども、まず最初に、少し感想めいた話で恐縮です。以前は基幹的農業従事者数に対する割合を基にした人数ということで、基幹的農業従事者数自体が5年ごとの農林業センサスの実施年以外の場合には推計値だったため、有効桁数との関係で、分母に幅がある数値でした。さらには、5年経って農林業センサスの数値が発表されると、それまでの推計値とは少しずれが大きかったとか、そういうこともあったと思いますので、目標としては少し扱いづらい数値ではないかということを以前御指摘させていただいたこともありました。そういった意味で、今回その点、数値目標が明確に示されたということで、分かりやすくなってよかったのではないかと考えております。

その上で、質問ですが、資料でいいますと23、24ページ辺りになりますでしょうか。若い人について、本年度目標1,700人に対して新規加入者1,202人ということですが、この5年間だと5,500人という目標が一方で示されております。参考資料を見ますと、令和5年度1,700、令和6年度1,600、以後、1,500、1,400、1,300という形で、これを足し合わせると7,500という数字になりますが、この1,700というのは7,500に対しての1,700であると。一方で5,500という数値もあり、それを5で割ると、1,100です。それは上回っていることになります。この辺りの数値の、7,500、5,500、1,700の関係性を御説明いただければと思います。

○細川企画調整室長 ありがとうございます。企画調整室長の細川でございます。

委員御指摘のとおり、主務省からお示し頂いている目標というのは、若い方、令和5年度から令和9年度でトータルで5,500人となっております、

確かに単純に割りますと1,100人ということで、本日御説明をさせていただきました。

ですので、1,100人ずつ加入推進していけばよいのではないかというふうにも見て取れるわけでございますけれども、私どもとしましては、着実にこの5,500人という目標を第5期中期目標期間において達成をするということを目途に、基金としての目標を別途策定したというところで、その違いがございます。

その策定におきまして、確かに前回も、第4期中期計画の方はカバー率で進める、その分母も変動するというところで、面的にどれくらいカバーできるかという点で利点はありましたが、各年度の基金の加入実績が把握しづらいとか、その計測に推計が入り分かりづらい面もありました。そういう点もございましたので、今回は実数を設定するという事になったと認識をしております。基金独自の目標については、過去の加入実績でございますけれども、例えば平成30年度などコロナ前の水準ですと、若い方も含めて全体では、3,000人くらいの加入が各年度にありまして、若い方ですと大体2,000人弱の加入実績があったということでございます。

この後、コロナがあつたりということになりますが、このコロナ前の過去実績も踏まえまして、第5期中期目標期間におきましては、加入対象となる農業者の減少も少なくとも毎年5%ずつあり、若い方では毎年6%減少している。こういった加入対象者の減少による影響も加味しまして、令和5年度におきましては、全体では平成30年度水準の3,000人から、その減少率を加味したところで設定し、若い農業者につきましては、こちらも平成30年度少し下回りますが、1,700人くらいをスタートとして、過去実績から見合ったところで設定をし、各年度の減少率を勘案、掛け算して、若い方でいえば令和5年度から令和9年度まで、1,700、1,600、1,500、1,400、1,300と設定し、この合計が7,500人としているところでございます。

まずは中期目標の達成を目途にするということではございますが、基金としましては、過去の加入実績で、これくらいの実績があったということを踏まえつつ、今後の減少量を加味した設定をし、中期目標の目標からは高めの目標の設定水準にはなります。この5,500人の加入を達成するために、トー

タルとして7,500人を目指して、基金と業務受託機関であるJ A系統組織や農業委員会組織と連携して取り組むということで、決定をいたした次第でございます。

○橋口委員 分かりました。詳細に御説明いただき、ありがとうございました。女性についても同じようなことを聞こうと思いましたが、同じ背景ということで理解いたしましたので、ありがとうございました。

○菅原課長補佐 それでは、委員の皆様からの質問が一巡しましたので、そのほか、まだ何か質問等ございましたら、お願いいたします。

金井委員、お願いします。

○金井委員 コメントと質問と、幾つかあります。

まず、加入推進につきましては、加入したきっかけというのは男女であり差はないけれども、男性は戸別訪問で、女性は家族から勧められたということが比較的多いというお話ですが、メディアといいますか、幾つかユーチューブを見ました。非常によくできていて分かりやすいので、幾つかの地方で独自に作っておられるようですねけれども、これは媒体として非常に見やすい。歳を取っていても見やすいというのもありますし、若者であれば、より情報を入手する手段としていいのではないかと思います。少し硬いなと思う部分もありましたが、若者にアピールする内容だけでなく高齢の人にもアピールする内容と、いろいろと工夫をされるとよいのではないかと思います。

それと、一者応札のこと、45ページ辺りですね。一者応札でやむを得ないなか、現行事業者でシステム改修せざるを得ないという辺り、有利になるというのは理解できますが、その理由として、現在一般的でないプログラミング言語に対応できるところがほかにあまりないということ。昭和40年代の開発当初より改修しているCOBOLですね。これは大丈夫なのかなという、非常に不安を感じました。もちろん、いろいろな最新のシステム導入を検討されているという記述もありますが、現状いかがなものでしょうかというのが御質問です。ITの知見を持つ職員さんが組織内におられて、その方が非常に活躍されているということですね、その方の活躍度も含めてお聞きできればと思います。

3点目は48ページで、最後の方ですかね、課長級の方、「課長相当職の概

ね半数が女性である」ということについて。非常にジェンダーギャップ解消の最先端を行っている法人かと思いますので、その工夫の内容をお聞きできたらと思います。

以上です。お願いいたします。

○黒田理事長 理事長の黒田です。

ユーチューブの動画については、いろんなターゲットに応じた動画というものをいろいろ各地で作っていただいていますので、そういったものを共有・共用できるような、そういった横の橋渡しというようなことも、我々も役割発揮していければと思っていますところ です。

それから、COBOLについては、委員御指摘のとおり、目下、このCOBOLのバージョンのサポート期限というのは、最新版で令和14年9月末までという形になっています。先週、COBOLのバージョンを上げた形で機器の更新を実施しておりまして、14年の9月まではサポート受けられるという体制になっていますので、その時間軸の中で次のシステム、基幹システムをどういった形で構築していくのかということを考えていく必要があります。令和5年度にはそういう前提の中で、中長期的なシステム整備計画を策定しまして、それに基づいてこれから取組を進めていこうということにしています。ステップ・ステップでやるべきことを定めて、それに基づいて、具体的にどういうシステムを作っていくのかというところを考えていく必要があると思っています。

その大前提としては、マイナンバーをどう活用していくかというところは大きなポイントになります。それをどういうふうに取得して、どういうふうにそれをシステムの中で保持をして回していくのかというところを準備しながら、もう少し長い目で、実際に業務のありようでありますとか、システムのありようですとか、それに伴う制度のありようですとか、そういったものをしっかり詰めていく必要があると思っています。

IT系の人材がそういう中では中心となって、実際に検討の旗を振っております。IT系と位置づけられない業務関係の人間と連携をしながらチームを組んで、これから検討を進めていければと思っていますところ です。

それから、ジェンダーギャップのところですけども、女性管理職が多い

という職場ですけれども、実際のところ、過去の先輩方が、そういう男性女性が分け隔てなく業務を遂行できる職場環境を作ってきた。その積み重ねが今あるのかなと思っておりますし、そういった職場の風土というのはこれからも大切にしていきたいと思っております。

○金井委員　ありがとうございます。

○菅原課長補佐　そのほかにどなたか。

それでは、百瀬委員、お願いします。

○百瀬委員　農業者年金の大きな特徴が、保険料の国庫補助が付く政策支援加入です。従来は政策支援加入もある程度増やすことが目標に入っていたと思います。今回の目標からそれが入らなくなったので、今日は特に政策支援に関する御報告はありませんでしたが、基金の中で政策支援加入がどう位置づけられているのでしょうか。つまり、農業者年金基金の最も重要な特徴の一つなので、これからも積極的に政策支援加入を促していきたいのか、あるいは、やはり政策支援加入は自由度が低くなってしまうので、なかなか加入者を増やすのが難しいという位置づけなのか、少しお聞かせ願えれば幸いです。

○黒田理事長　理事長の黒田です。

政策支援加入は農業者年金の最大の特徴でありますし、農業者の皆さんにとってもメリットある仕組みですので、地域の農業資源を次の世代に引き継いでいくという意味でも大切な機能だと思っております。

実際に対象となる年齢の方の中で政策支援加入の形で加入されている方が約半数、データ上は半数を若干下回っているという状況にありますので、位置づけは引き続き高いと思います。基金自身の中では政策支援加入自体の目標設定という形では行っておりませんが、実際、対象年齢の方の中ではそれだけの加入があるということです。若い農業者の方々を対象に加入推進をするということで、実績が後からついてくるのではないかなと思っています。

ただ一方で、使い勝手という御指摘もありました。実際に農業は経営が軌道に乗って、生産や農業収入が高まっていくという中では、その税制的な効果を優先したいというような農家の方もいらっしゃると思っておりますし、そうい

った方々はそういう選択をされるというのは当然のことだと思いますので、そこは自然体で我々も臨んでいくのかなというように思います。

ただ、若い方の中でもやはり、スタートでは国保の保険料の補助を受けて、低額で保険料スタートできるというところは大きなメリットですので、加入の対象になり得る方にはしっかりとそのメリットをお伝えして、最終的には御本人の判断で加入、選択をしていただくということかと思っています。

○百瀬委員　ありがとうございます。

少し大きな話になりますが、この委員を務めてもう10年ぐらいになり、毎年のように言ってきたかもしれませんが、この農業者年金は非常に有利な制度になっています。特に事務経費は、加入推進費も含めて全部税金で支払っています。また、政策支援加入の場合の補助もあります。そうすると、ほかのいわゆる私的年金に比べて、なぜ農業者年金に税金が注入されるのかということは常に問われると思います。

それに対して、従来であれば、経営移譲を促すといった大義名分があったと思いますが、最近はそれがあまり前面に出てきていません。例えば政策支援も加入者があまり増えていないわけです。何のために税金を注入するのかとなると、農業者年金が農業者確保のために重要な制度だからということではしか正当化できないと思います。

一方で、24ページを見ると、「若い世代ほど、加入しようと思ったきっかけについては」という箇所、国民年金に上乗せできるから、保険料の税制優遇があるからという回答が多いと書いてあります。しかし、この2点ではi D e C oと変わらないわけです。i D e C oでも掛金の全額が所得控除になり、国民年金にも上乗せできます。この二つを前面に押し出すのであれば、何で農業者年金に税を入れるんだ、と言われたときに、たぶん答えを返せないと思います。

農業者年金にはプラスアルファでメリットがあると思います。政策支援加入もそうですし、自分で掛金を運用するのではなく専門家が運用することであるとか、終身年金にできることとか、そういった点が特徴になっています。これらのメリットが対象者に理解されて、農業者年金の加入者が増加し、農業の担い手確保につながるのであれば、税金を注入してもいいだろうと国民

も納得すると思います。

何か感想というかコメントというか、10年間務めてきた中で思ったことを少し述べさせていただきました。

○黒田理事長　ありがとうございます。理事長の黒田です。

若い世代の方々は、御指摘のあった国民年金に上乘せできるというところ、また、社会保険料控除などの税制優遇、これが回答の割合としては高かったというところではありますが、実際に農業者年金を選択していただく中では、御指摘のあったように、終身の年金であるとか、あるいは合同運用型の確定拠出年金であるといった点も総合的に勘案して選択をしていただいているということでもあります。そういった形で農業者年金を選択をしていただく仲間が増えることによって、この年金制度の持続的な運営にもつながっていくということでもあります。それがひいては地域の農業の承継にもつながっていくと。それがやはり農業者年金制度の中に政策支援が組み込まれている意義だろうと思いますので、御指摘いただいたところもしっかりと対象になる皆様には訴求していきながら、世の中に対してもメリットが分かりやすいように、その辺のお伝え方も工夫をしていければなと思います。

○百瀬委員　ありがとうございます。

○菅原課長補佐　そのほか、よろしいですか。

○大野委員　それでは、1点だけ。

○菅原課長補佐　どうぞ、大野委員。

○大野委員　主務省への質問の方がよろしいかもしれませんが、先ほど、システムの保守サービスが数年後に終了になるというお話があったと思います。そのタイミングで新しい別のシステムに切り替えることになれば、かなりの費用が掛かることになるかと思います。その場合には、先ほどの政府方針の対前年度比5%削減の対象になるのでしょうか。

○菅原課長補佐　それは特殊な要因で過大な費用が掛かるということなので、その場合には別枠で予算要求していきたいとは考えているところでございます。

○大野委員　分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐　そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、金井委員、お願いします。

○金井委員 最後の一つだけ。

一者応札の記述のところで、辞退届を辞退届兼改善アンケートの様式に変えたという記述がありました。非常に良い取組だと思いますので、こういった情報が集まったかとか、教えていただければと思います。

○菅原課長補佐 基金の方から、どなたかお願いします。

○山村理事 貴重な御意見ありがとうございます。

我々としても、中期計画にも一者応札を減らしていくということを取り組もうということになっておりまして、そのために、辞退をされたときに何か辞退に至ったところの要因というところを、少しそこが改善できるものであればという趣旨で、行っております。そういったものを取りまとめて、来年の評価のときに御報告させていただければと思います。

○菅原課長補佐 よろしいですか。

○永井理事 理事の永井です。一者応札・応募改善シートの取組を始めさせていただいているところでございまして、内容的には、公告期間とか履行期間の見直しであるとか、入札参加者の掘り起こしであるとか、応募要件の緩和とか仕様書の内容等の見直し、こういったことをその中で記載して、次回の調達するときにはそれを反映していくといった取組を行い始めたというところでございます。それによって、一者応札だった案件について、改善された案件も出てきているというところでございますので、こういった取組について引き続き行っていきたいと思っておりますのでございます。

○菅原課長補佐 よろしいですか。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、ここで一旦10分程度休憩させていただきたいと思っておりますので、再開は15時40分からとさせていただきます。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○菅原課長補佐 皆さんおそろいようですので、議事を再開いたします。

それでは、令和5年度業務実績の主務大臣評価書案につきまして、経営政策

課から御説明させていただきます。

なお、a 評定としたところなど、主な内容だけ御説明させていただきます。
こちらの評価書案に基づきまして御説明いたします。

最初に、2 ページに記載のとおり、総合評定につきましてはB 評定を考えております。その理由につきましては、項目別評定は、重要な業務11項目のうち5 項目が a 評定、6 項目が b 評定であり、全体の評定を引き下げる事象もなかったことから、評価基準に基づき、B 評定としたところです。

法人全体の評価については、若い農業者及び女性農業者の加入の増加に向け引き続き効果的な加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に業務運営上の重要な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われているものと評価するところです。

次に、項目別の評定となりますが、最初に、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

最初に、6 ページの農業者年金事業です。適用・収納関係に係る迅速かつ適正な事務処理ですが、申出書等の処理状況は標準処理期間内での処理が100% となったこと、また、業務受託機関で発生した事務処理遅延では、業務改善計画、再発防止策を提出させ、遅延した申出書の処理を迅速に行ったことを評価し、a 評定としたところです。

次に7 ページ、被保険者資格の適切な管理です。農業者年金被保険者資格の確認のため、年2 回、国民年金被保険者資格記録との突合を行い、不整合となった被保険者等に必要な申出書等を提出するよう通知するとともに、業務受託機関への指導を行うことにより、不整合者の占める割合を目標である0.6% を下回る0.52% に減少させ、適正な被保険者資格記録に基づく年金給付につなげたことを評価し、a 評定としたところです。

続きまして、10 ページの給付関係に係る迅速かつ適正な事務処理です。年金裁定請求書等の標準処理期間内での処理が平均で99.58% となったこと、また、業務受託機関で発生した事務処理遅延では、業務改善計画、再発防止策を提出させ、遅延した届出書の処理を迅速に行ったことを評価し、a 評定としました。

次に、11 ページの年金の受給漏れの防止です。これについては、昨年度の令和4 年度業務実績に係る評価でもお知らせしておりますとおり、年金制度の改

正によりまして、令和4年4月から加入者自らが農業者老齢年金の受給開始時期を選択できるようになったところであり、60歳以上の者への案内ハガキの送付頻度を高めたほか、65歳になる者への裁定請求を勧奨する文書の送付等を行い、受給漏れを防止する注意喚起の取組を行ったほか、年金が振込不能となった受給権者や死亡一時金を請求しない遺族への手続の勧奨を行ったことを評価し、a 評定としたところです。

続きまして、15ページの年金資産の安全かつ効率的な運用についてです。

同じ15ページの基本方針に基づく安全かつ効率的な運用についてですが、安全かつ効率的に運用を行うため、日銀によるイールドカーブ・コントロールの緩和など金融政策の修正といった市場環境の変化を踏まえ、国内債券はマイナス利回り回避型運用に変更し、外国債券は為替ヘッジ比率を引き下げ、損失の回避に努めたことを評価し、a 評定としたところです。

続く17ページの政策アセットミックスの検証・見直しについてですが、最近の経済情勢を踏まえ、物価上昇に対応するとともに、引き続き安定的に資産運用を行うため、農業者年金基金に設置している資金運用委員会での議論を踏まえ、国内債券の比率を下げ、国内外の株式の比率を上げるように、被保険者ポートフォリオに係る政策アセットミックスの変更を行ったことを評価し、a 評定としたところです。なお、この政策アセットミックスの変更を行ったのは令和6年3月のことでありまして、令和6年度の資産運用から適用されることになります。

18ページのスチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資ですが、スチュワードシップ活動については、基金及び運用受託機関である三井住友信託銀行においてE S Gを考慮した投資活動を行うとともに、令和5年11月に基金ホームページで、株主議決権の行使結果等のスチュワードシップ活動の実施状況について公表しました。また、E S G投資については、令和5年5月及び10月に基金自らが自家運用でE S G債を購入し、投資表明を行ったほか、今後のE S G投資の促進に向けて運用受託機関との意見交換を行い、国内債券のマイナス利回り回避型運用においても、できるだけE S G債購入を行うように運用受託機関との協議を行っており、これら进行评估し、a 評定としたところです。

次に、20ページの農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実です。

若い農業者の加入の拡大につきましては、令和9年度末までに20歳以上39歳以下の若い農業者の新規加入者を5,500人以上確保する目標に対し、1,202人の加入実績があり、令和5年度の達成率は約22%となりました。5分の1の実績に相当する1,100人を上回る加入実績があったところです。また、新規加入状況等を分析し、加入推進を強化する対策を講じ、目標達成に向け順調に加入拡大の取組を行ったことから、b評価が妥当であるとしたところです。

なお、課題としまして、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者は減少しているが、若い農業者の新規加入者数の増加に向け、引き続き活動内容に工夫を加え、より効果的な加入推進活動に取り組まれないということを記載したいと考えております。

続く22ページの女性農業者の加入の拡大については、令和9年度末までに女性農業者の新規加入者を3,400人以上確保する目標に対し、705人の加入実績があり、令和5年度の達成率は約21%となりました。5分の1の実績に相当する680人を上回る加入実績があったところです。また、新規加入状況等を分析し、加入推進を強化する対策を講じ、目標達成に向け順調に加入拡大の取組が行われたことから、b評価が妥当であると評価したところです。

なお、こちらも課題としまして、女性の基幹的農業従事者は減少しているが、女性農業者の新規加入者数の増加に向け、引き続き活動内容に工夫を加え、より効果的な加入推進活動に取り組まれないと記載したいと考えております。

次に、25ページのホームページ等による情報の提供となります。制度を周知するパンフレットやリーフレットを見やすいデザインに刷新し、ホームページに掲載したほか、各種会合等で活用できるように業務受託機関等に提供したほか、各種メルマガ等を活用した情報発信では前年度よりもメルマガへの紹介記事の掲載回数を増やしたほか、制度を紹介する動画アプリに掲載し、制度内容にアクセスできる機会を増やすことに努めたことを評価し、a評価としました。

次に、業務運営の効率化に関する事項です。

32ページに、業務改善の推進の中の項目としまして、業務のデジタル化による諸規程等の見直しがありますが、こちらも令和4年度業務実績評価でお知らせしておりますとおり、令和5年3月27日から基金で運用開始しているマイナンバー情報連携により、公金受取口座について納付済保険料の還付金受取口座

として活用できるようにし、令和5年12月に事務処理要領等を改正し、業務受託機関に通知することにより、デジタル化の推進に係る取組を図ったことを評価し、a 評価としたところです。

続く33ページに、手続・業務のデジタル化の推進等の中の項目として、事務手続・事務処理のデジタル化の推進がありますが、手続のオンライン化やマイナンバー情報連携による事務手続・事務処理のデジタル化を推進するため、制度・業務及びシステムを一体的に検討するものとして、業務・システム中長期整備計画を整理し、業務フローの検証や改善点の検討を行っております。また、先ほどお話ししましたとおり、令和5年3月27日から基金で運用を開始したマイナンバー情報連携による公金受取口座について、納付済保険料の還付金受取口座として活用できるようにし、デジタル化の推進を図っており、これらの取組を評価し、a 評価としました。

続く35ページの情報システムの適切な整備・管理については、システム利用者の改善要望を踏まえ、農業者年金記録管理システムをマイクロソフト・エッジで利用できるように改修し、令和5年12月25日から稼働開始したこと、また、システム定例会を毎月1回開催し、改修案件や課題等を確認し、システムの安定的稼働に取り組んだほか、今年の11月に行う基金事務所の移転に伴う情報システムの移設に関し適切に準備を進めたことを評価し、a 評価としたところです。

次に、42ページに組織体制の整備がありますが、基金の課題である農業者年金の加入促進を図るため、定員が74名と限られている中で職員配置を調整し、担当部署である企画調整室を1名増員することにより、必要に応じた体制整備を行っております。また、先ほどもお話ししましたとおり、今年の11月に基金事務所の移転を行うため、移転に係る各種手続を計画的かつ着実に進めております。さらに、専門性の高い人材を確保するための専門研修の実施でありますとか資格取得の支援、課長相当職のおおむね半数への女性登用等、職場環境の整備や人材育成に努めており、これらの取組を評価し、a 評価としたところです。

最後の項目となりますが、その他業務運営に関する事項です。

52ページの職員の人事に関する計画の中の方針では、先ほど42ページの組織

体制の整備でお話ししましたとおり、IT系や資金運用系の専門性の高い人材を育成・確保するため、職員の希望に基づく人員配置、専門研修の実施や資格取得の支援、IT関係及び金融関係の資格取得者や実務経験者の採用を強化するなど、今後の人材確保に向けた取組方針を決定したところです。また、基金の課題である農業者年金の加入促進を図るため、定員が74名と限られている中で職員配置を調整し、担当部署である企画調整室を1名増員することにより必要に応じた体制整備を行っており、これらを評価し、a評価としたところです。

次に、59ページの情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底の中の事務手続・事務処理のデジタル化の推進がありますが、情報セキュリティ対策を推進するため、令和5年8月9日に独立行政法人農業者年金基金情報セキュリティポリシーの見直し、令和6年3月28日に独立行政法人農業者年金基金における情報システムの運用継続計画の策定、また、独立行政法人農業者年金基金情報セキュリティポリシーの見直しを行いました。そのほか、令和5年7月及び12月に不審メール対策訓練を行い、サイバー攻撃に対する取組強化を図っております。さらに、情報セキュリティ委員会及び個人情報保護管理委員会を前年度よりも多い4回開催し、情報セキュリティ対策の検討等を行っており、以上の取組を評価し、a評価としたところです。

61ページの情報システムの適切な整備及び管理については、全役職員を対象として、情報セキュリティ対策等に関する研修及び不審メール対策訓練を実施しておりますが、そのうちの不審メール対策訓練については、毎年度実施している標的型攻撃メール訓練に加え、新たな試みとして避難訓練型メール訓練を実施し、訓練実施結果に改善が見られているところです。また、情報セキュリティ対策に係る自己点検を全7回実施しており、以上を評価し、a評価としました。

以上が主な評価の内容となりますが、そのほかの大項目、中項目や小項目については、いずれもb評価とするところです。

この評価結果案につきまして御質問等ございましたら、お願いいたします。委員のどなたからでも構いませんので、よろしくお願いします。

それでは、百瀬委員、お願いします。

○百瀬委員 基本的に異論ありません。1点だけ、44ページのところです。

ワークライフバランス、働き方改革の推進のところで、基金全体でかなり超勤時間の縮減が実現しているように思いますが、これは a 評価とはならないのでしょうか。

○菅原課長補佐 これは、基金に状況を確認したところ、毎年度の業務が多くて減ったというよりは、前年度が業務繁忙であって、それと比較して減ったというところなので、基金自身も自己評価では a としていないところです。

○百瀬委員 承知しました。分かりました。

○菅原課長補佐 それでは、金井委員、お願いします。

○金井委員 判定については異論はございません。

質問ですけれども、基幹的農業従事者や女性の農業従事者の母集団は何人くらいで、そのうち農業者年金に加入している人は何人くらいで、残されているのは何人というようなデータが今もし頂ければ。

5%、6%毎年減っているということですが、それは個人ということですから、法人に移行して厚生年金に入っているとかということもあろうかと思いますが、その辺りの把握の具合を教えてください。

○菅原課長補佐 基幹的農業従事者に関するデータがありませんので、具体的にどれくらいというパーセントは分かりません。後半おっしゃられました年金加入については、農水省としましては農業組織の法人化を推進しているところですが、農業者年金に加入できるのは国民年金1号被保険者ということで、法人化した農業組織につきましては2号被保険者ということで厚生年金加入というところになります。ですから、個人の農業者が減っているという部分は否めない部分があるかもしれませんが、農水省としましても、法人化した組織の農業者だけではなくて、個人の農業者も担い手として確保していくという考え方は変わらなく、多様な担い手を確保していくという部分もございます。個人の農業者への支援策としまして、農業者年金も必要であるということもございますので、今後とも軽視しないで、この制度を維持していくと考えているところでございます。

○金井委員 もちろんそうだと思います。

最近、東北・北海道の方を電車で移動してみました。その車窓から見える、今だと稲が、田んぼが見えますが、田んぼの区画の仕方だとか、もちろん大

きさにしても、進んでいくと全然違っている。ですから、日本の農業の担い手の多様性の必要さというのは窓から見ていても分かることですので、農業者年金の重要性というのはこれからずっと続いていくんだと思います。感想です。

○菅原課長補佐 若い方は最近、個人で営農を始めるというよりは、一度法人組織に入るという方も多いですが、それでも地元に戻るとなりますと個人として営農するという部分もございます。そういった方はもちろん農業者年金の加入対象になりますので、今後ともその必要性はあるとこちらも認識しているところでございます。

○金井委員 では、後で基幹的農業従事者の数字を頂けたらと思います。お願いします。

○菅原課長補佐 委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、議事次第の最後のその他になりますが、全体を通しまして何か御質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特にないようでしたら、以上をもちまして、予定しておりました議事については全て終了とさせていただきます。

本日の議事録につきましては、発言者の皆様に内容を確認いただいた上で、農林水産省のホームページで公開することとさせていただきます。

以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を閉会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

ウェブ会議で参加されている方は退出をお願いいたします。

午後 3 時 5 9 分 閉会